平成２７年（フ）第２２７５号
大阪市中央区島之内２丁目６番23－303号ヴェローナ
債務者　辻村　亜恵
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３号
和歌山県田辺市中芳養2379番地
債務者　坂本雄一郎
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１４号
和歌山県田辺市中芳養2379番地
債務者　坂本カズコ
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４２１号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目13番４号
債務者　松田　茂伸
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
埼玉県大里郡寄居町寄居717番地２－103、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字寄居717番地２
債務者　齋藤　光子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第９５号
埼玉県熊谷市久下３丁目43番地　三友正夫戸建109号室
債務者　野口　正道
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４９号
岩手県花巻市台第１地割181番地１　光明荘、旧住所岩手県花巻市東和町外谷地１区168番地
債務者　熊谷　優子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第５０号
岩手県北上市大堤南２丁目３番６－401号市営大堤住宅
債務者　菅原　　文
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第４８９号
埼玉県新座市野寺２丁目２番17号
債務者　永嶌希代子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０４号
さいたま市岩槻区大字岩槻5118番地７
債務者　渡邉　智美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地16号棟403号室、旧住所埼玉県八潮市大字伊草42番地
債務者　加藤　京美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
埼玉県熊谷市宮前町１丁目43番地１　ライムライト101
債務者　蓮沼　亮二
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第９８号
埼玉県東松山市松葉町３丁目12番34号、旧住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金873番地２　レクセル若葉108号
債務者　増田真由美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第９９号
埼玉県熊谷市戸出557番地　ルベーレ熊谷107号
債務者　川田　一郎
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０４号
埼玉県熊谷市肥塚1108番地４
債務者　弓座　兵吾
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１９４号
川崎市宮前区東有馬５丁目25番19号　第２みのり荘101
債務者　塩田　友子（旧姓竹渕）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
愛知県岡崎市宇頭町字山ノ神45番地１　マンション鈴木Ａ－Ｂ－５
債務者　髙橋　勝代（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係